

適合証明業務料金表(消費税込)

新 築 住 宅					
一 戸 建 て 等 (フラット35・財形住宅融資)					
設計検査申請		中間現場検査申請		竣工現場検査申請・適合証明申請	
単独	¥42,000	単独	¥20,000	単独	¥20,000
当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合	¥42,000	当機関で基準法の中間検査と同時契約をされた場合	¥10,000	当機関で基準法の完了検査と同時契約をされた場合	¥10,000
※ 住宅性能評価書等で省エネ基準が確認できる場合の設計検査申請の料金は¥20,000とします。 ※ 竣工済特例をご利用の場合の料金は、設計検査及び竣工現場検査の料金を合計した額とします。					
共 同 建 て (1棟あたり)					
設計検査申請		設計検査申請 (住宅性能評価書等で省エネ基準が確認できる場合)		竣工現場検査申請・適合証明申請	
単独	¥42,000+ ¥2,000×対象住戸数	単独	¥20,000+ ¥2,000×対象住戸数	20戸以下	¥50,000
				21戸以上	¥50,000+10戸毎(20戸を超える戸数)¥5,000加算
当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合	¥42,000+ ¥2,000×対象住戸数	当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合	¥20,000+ ¥2,000×対象住戸数	20戸以下	¥40,000
				21戸以上	¥40,000+10戸毎(20戸を超える戸数)¥4,000加算
賃 貸 住 宅 (共同建て・重ね建て・連続建て) (1棟あたり)					
設計検査申請 (賃貸住宅融資・まちづくり融資)			竣工現場検査申請・適合証明申請 (賃貸住宅融資・まちづくり融資)		
単独	1戸～9戸	¥20,000	単独	1戸～19戸	¥30,000
	10戸～19戸	¥30,000		20戸以上	¥50,000
	20戸以上	¥60,000			
当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合	1戸～9戸	¥20,000	当機関で基準法の完了検査と同時契約をされた場合	1戸～7戸	¥10,000
	10戸～19戸	¥30,000		8戸～19戸	¥20,000
	20戸以上	¥60,000		20戸以上	¥40,000
省エネ住宅またはサービス付き高齢者向け住宅の場合の断熱構造基準の評価方法による加算 (単独・同時契約共通 1棟当り)					
				断熱等性能等級	¥25,000 (設計検査申請時)
				一次エネルギー消費量等級(断熱等性能等級を含む)または建築物エネルギー消費性能基準	¥35,000 (設計検査申請時)
※ まちづくり融資で一戸建ての場合は、新築住宅の一戸建て等の設計検査申請または竣工現場検査申請と同じ額とします。					

※ 京都府南丹市以北、大阪府、奈良県の中古住宅、新築住宅(単独申請)の中間、竣工現場検査は、遠隔地経費としてそれぞれ別途¥20,000を申し受けます。(ただし、住宅性能評価(建設評価)の検査と同時に実施する場合は除きます。)

※ フラット35Sをご利用の場合は、下表の金額を加算して下さい。ただし、設計住宅性能評価(当機関に申請)で所定の等級を取得している場合の設計検査料金は、加算なしとします。

(消費税込)

住宅の種類	金利プラン	選択性能	設計検査
一戸建て	Bプラン (優良な住宅基準)	省エネルギー性	¥10,000
		耐震性	25000(*1)
		バリアフリー性	¥25,000
		耐久性・可変性	¥25,000
	Aプラン (特に優良な住宅基準)	省エネルギー性	¥10,000(*2)
		耐震性	¥25,000
		バリアフリー性	¥25,000
		耐久性・可変性(認定長期優良住宅)	—(*3)
ZEH	省エネルギー性	¥10,000(*2)	
共同建て	Bプラン (優良な住宅基準)	省エネルギー性	¥10,000(1戸当り)
		耐震性	¥200,000(1棟当り)(*1)
		バリアフリー性	¥25,000(1戸当り)
		耐久性・可変性	¥25,000(1戸当り)
	Aプラン (特に優良な住宅基準)	省エネルギー性	¥10,000(1戸当り)(*2)
		耐震性	¥200,000(1棟当り)
		バリアフリー性	¥25,000(1戸当り)
		耐久性・可変性(認定長期優良住宅)	—(*3)
ZEH	省エネルギー性	¥10,000(1戸当り)(*2)	

(*1) 当機関で同時契約の確認申請時に構造計算書で耐震等級の審査を受ける場合は加算の必要はありません。

(*2) 認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅の場合は加算の必要はありませんが、それぞれの基準に適合することを証する書面(写し)の提出が必要です。

フラット35S(ZEH)の場合にBELS評価書・申請書(写し)を添付の場合は加算の必要はありません。

(*3) 加算の必要はありませんが、長期優良住宅としての認定通知書(写し)の提出が必要です。